

平成 27 年度山形県環境審議会第 1 回自然環境部会 議事録

1 日時 平成 27 年 6 月 19 日 (金) 午後 2 時 20 分～午後 3 時 15 分

2 場所 山形県庁 701 会議室

3 出席者等 (敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、阿部武志、江成はるか、加藤丈晴、野堀嘉裕、早野由美恵、
三浦秀一、皆川 治 (佐藤景一郎、林田光祐、山崎多代里、横山 潤、
渡辺理絵)

※ () 委員は欠席

(特別委員) 東北農政局生産部長 佐野資郎 (代理: 生産技術環境課長 田村 仁)
東北森林管理局長 飛田龍一 (代理: 山形森林管理署次長 浅利一成)
東北経済産業局長 守本憲弘 (代理: 環境・リサイクル課長 中井孝明)
東北地方整備局長 縄田 正 (代理: 環境調整官 奥山英治)
東北地方環境事務所長 坂川 勉

(2) 事務局

環境エネルギー部長	柴田 智樹
環境エネルギー部次長	永澤 浩一
環境エネルギー部みどり自然課長	高橋 正美
課長補佐 (自然環境担当)	齋藤 真朗
課長補佐 (自然公園担当)	加藤 雄祐
自然環境主査	倉本 幸輝
主査	佐藤 慎二

4 議 事

(1) 開 会

(2) 柴田部長挨拶

柴田環境エネルギー部長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数 18 名のうち 13 名が出席しており、山形県環境審議会条例第 6 条第 7 項で
準用する第 4 条第 3 項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に阿部委員と江成委員が指名された。

(5) 説明事項 県立自然公園の公園計画策定について

事務局：資料1、2により説明。

幸丸部会長：御質問、御意見を願います。

皆川委員：第2種特別地域と第3種特別地域についての定義で、農林漁業活動との関係が記載されているが、公園計画案で新たに第2種特別地域、第3種特別地域に指定される地域は、具体的に農林漁業活動との関係ではどのような影響が考えられるか。

事務局：第3種特別地域については、農林漁業活動を行ううえではほとんど風致には影響がない地域で、農林漁業活動を優先させる地域である。第2種特別地域については、農林漁業活動と風致の維持とできるだけ調整を図ることが必要な地域となる。上池、下池は第2種特別地域を予定しているが、上池、下池は江戸時代に造られた人口のため池で、池の周辺を局部的に一部改修しているが、できるだけ風致の維持と農林漁業活動との調整を図ることが必要な地域になる。計画案では、第1種特別地域は設けないが、第1種特別地域は原則として工作物等を設置しないで、極力風致を維持していく地域になる。

加藤委員：資料1の3ページに自然環境保全地域と里山環境保全地域と記載されているが、これはどのような地域になるのか。

事務局：自然環境保全地域は、県の自然環境保全条例に基づき県内で5箇所指定されており、優れた自然環境の保全、生物多様性の確保を目的としている。自然公園との違いは、自然公園では利用の増進という考え方が入るのに対して、自然環境保全地域は自然環境の保全と生物多様性の確保を目的とし、基本的には利用を想定せず、そこにある自然環境を守っていく地域として位置付けられているものである。里山環境保全地域も自然環境保全地域と同様の趣旨のもと、里山に代表されるような身近な自然環境を保全するという視点での地域指定になっている。

幸丸部会長：自然公園法、自然環境保全法と関係の法律が分かれるので、新しい委員の方にはなるべく分かりやすい説明を願います。

江成委員：特別地域を指定することで、動植物の保護管理ができる面もあるが、予期しない動物の生息地になる場合もあると考えている。特に、サル、クマ、シカは被害をもたらす動物だが、県として、そのような予期しない動物も含めたうえで、今後どのような戦略で動植物の保護管理を進めていくつもりなのか。具体的にいうと、荒倉山と金峰山でシカが確認されている。

事務局：御指摘のとおり、荒倉山と金峰山においてシカが確認されたことは調査で明らかになっている。特別地域を設定することで鳥獣の捕獲がすべて禁止されるということにはならない。鳥獣の保護管理に関しては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、捕獲等の対応を行うことになる。シカ、イノシシは県内での生息域が広がっている状況にあり、捕獲やその他の手法で農作物の被害を防ぐため、管理面重視した考え方で取り組んでいくこととしている。今年度、鳥獣保護管理法に基づくイノシシの管理計画を策定する予定であり、今後、委員の皆様方からも意見をいただきながら、策定を進めていくこととしている。

野堀委員：資料2の3ページの庄内海浜地域の中で第3種特別地域は緑の枠で囲まれているが、この範囲は汀線からどの位の範囲の場所か。

ここは国有林のクロマツが植栽されているところだが、その境界までの区域であれば第2種特別地域、第3種特別地域に該当する農林漁業活動は一切ない地域だが、それとの関わりを教えてください。

事務局：庄内海浜地域の区域については、海浜の砂浜部分の幅が一律ではないため、これから現場を見ながら区域幅を決めていくこととしている。

野堀委員：今のところ未確定ということか。

事務局：そのとおり。

野堀委員：クロマツ林を含まない砂地のハマニンニク、ハマヨモギ、コウボウムギが生育している辺りを第3種特別地域に指定するのだと思うが、第2種特別地域、第3種特別地域である必然性はないと思うがどうか。

事務局：第3種特別地域は、農林漁業活動をするうえでは風致に影響がない地域と定義される。県内の他の自然公園の第3種特別地域の指定例では、農林漁業活動にまったく関係のない山岳地域を第3種特別地域に指定している例が多くある。農林漁業活動をしていないから特別地域ということではなく、自然環境の資質の面から勘案するものである。庄内海浜地域の典型的な風致ということで、第3種特別地域として検討しているものである。

野堀委員：意見としては第1種特別地域でも良いのではないかと思う。

皆川委員：公園区域から除外する区域については、宅地化が進んでいる地域等を除外するということだが、湯野浜や鼠ヶ関は市街化区域になっていると思う。概ねそのような場所を除外するという考え方でよいか。

事務局：そのとおり。両地域とも市街化区域になっており、自然公園としての資質に乏しい状況になっている。このため、都市計画法に基づく法規制を優先させるべきとの考え方から、公園区域から除外することを検討しているものである。

早野委員：新たに編入する地域においては、既に民家等があるのか。また、工作物等に関しては規制が出てくるということだが、新たに編入される地域については現状の工作物はどうなるのか。

事務局：新たに編入する区域は都沢湿地地域と荒倉山地域である。都沢湿地地域については、かつては水田だったが、耕作を止めてから湿生植物が繁茂するようになり、湿生植物にとって非常に良い状況ができています。この地域では、鶴岡市が自然環境学習の拠点として「ほとりあ」という施設を整備している。これらの湿生植物だけでなく、外来種のウシガエルやアメリカザリガニも生息している。このため、当部会の委員である山形大学の林田教授が地域住民と協力しながら外来種の駆除を行っている地域である。この地域では、これからも人の手を入れながら湿生植物などを維持管理していくということで、特別地域には指定せず普通地域で編入する予定である。

荒倉山については全域が民有林であるが、山頂にある神社以外には工作物はない状況である。日本海に直接面するところで、300mほどのなだらかな里山で、低標高ながら優れた自然環境が残っており、西側斜面を中心に特別地域に指定する

ことを検討している。

早野委員：既存の工作物や看板等がある場合に、景観上どう取り扱うことになるのか。

事務局：既存の工作物に関しては、特別地域に指定しても規制はされず、増築や改築などが伴う場合に、規制されることになる。また、特別地域に指定した後は、新設の工作物の設置等は規制される。特別地域に指定した段階で、既に工作物の設置のために工事をしている場合など、既に着手している行為については、届出をすれば引き続き当該行為をすることができることとされている。

幸丸部会長：自然公園は、私権を最大限尊重するということがあり、段階に応じて色々な手続きがある。

皆川委員：スケジュールについて説明があったが、関係行政機関の鶴岡市等との調整が大事になってくると思う。その調整と、部会での審議はどのように進められ、最終的な計画策定になるのか説明してほしい。

事務局：地元の鶴岡市、酒田市や国、県の関係行政機関、土地関係者などに説明し理解をいただいたうえで、協議が整ったものを原案とし、それについて自然環境部会の意見を聴くことになる。なお、特別地域の指定が難しい場合も想定されるので、関係機関等に理解いただいた計画案を審議していただくことになる。

幸丸部会長：公園計画を策定するということは、今後公園の中で予想される色々な開発行為に対してどういう対応を行っていくかという一つの指針を示すことになる。

第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域は、基本的には農林漁業活動との関係を指針としている。これは、もともと自然公園は農林漁業活動と両立・共存できることから、その中でどのような対応を行っていくかということが指針としてある。今後は、従来型の開発行為と異なる新たな形態の開発行為が出てくることも予想されるので、できれば、公園計画の作成と同時にそれらに対する判断基準を持つことが大事だと思うので配慮していただきたい。

加藤委員：特別地域を指定するにあたっての判断基準について、希少性のレベルで絶滅危惧種があれば特別地域にした方が良いとか、なければ普通地域にするというような判断基準の目安になるものはあるのか。

幸丸部会長：生物の多様性が豊かであるとか、植生を含めて景観的にどうかとか、風景としてどうかなど色々な判断基準があり、それぞれの地域で守るべきものを明確にしておくところある程度判断できると思う。

庄内海浜県立自然公園に限らず自然公園は、まず公園の区域が指定され、その中で特別地域を指定するという手順になっている。特別地域をどのように指定するかは、専門家の意見などを聞いたうえで、その後にパブリックコメントを行い、県民の方々に意見を伺うことになる。自然公園は県民が指定するものなので、県民の意見を総合的に判断して妥当かどうか決められるものと思う。

加藤委員：その地域の人、ないしは県民が見て判断した結果、特別地域に指定して良いということになるのか。

幸丸部会長：守るべき自然や風景があり、それらを守るために特別地域の規制が有効であるならば、その地域は特別地域に指定することが妥当と言うことになる。地域の方々、県民の皆さんの判断として大事なものは、どのような自然や風景を守るべきかと言

うことなのではないか。

加藤委員：絶対守るべきというものがあれば、淡々と決まると思う。

江成委員：県民の方が判断するのであれば、判断材料としてモニタリング調査の結果があるが、守るべきプラスの材料とマイナスの材料、例えば、保護するとういう動物が今後入ってくる可能性があるとういうマイナスの材料も同時に提示すべきと思う。絶滅危惧種等の情報公開は難しいと思うが、それ以外に関する情報公開はできる部分があると思う。県としてはどのように考えているか。モニタリング調査結果はあまり公表されていないように思う。

事務局：自然環境モニタリング調査については、どのような形で公表できるか検討している。みどり環境税を充当して行っている調査が多いので、その結果は、県民の方に情報発信していくべきと考えている。報告書の内容も専門的なものもあり、どのような形で情報発信を行っていくか検討していきたい。

幸丸部会長：自然公園の手続きは、基本的にはパブリックコメントの制度で検討するならば、行政ができるだけ情報公開し、説明責任を果たしていくことが大事と思う。本件については、今後、自然環境部会で意見をいただく機会があると思うので、審議は以上でよろしいか。

では、関係機関や関係者の意見等を踏まえて策定作業を進めていただきたい。その他に何かあればお願いします。

事務局：全体会資料の9ページの資料4に基づき、本年度の自然環境部会の開催計画の概略について説明。

幸丸部会長：本日の議事を終了する。

平成27年6月19日